

表

講座名	会社法応用2		年 月 日		点 数
試験科目・回	試験地・クラス	受験番号	フリガナ		氏 名
平成29年度					

注釈の一覧:会社法応用2

ページ:1

番号: 1	作成者: u279099k	タイトル: テキストボックス	日付: 2022/04/25 11:19:59
番号: 2	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/20 11:19:21
講評では明示的に要求されていませんでしたが、定款変更の手続きについて466条、309条2項11号を指摘すべきです。			
番号: 3	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/20 11:24:13
定める手続きについては上記コメントと同様			
番号: 4	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/20 11:23:49
計算規則155条番号の内容について「会社の財産及び利益を正しく表示している場合に限り」で必要十分に指摘できているかは疑義がありますので（ニュアンスとしては当然正解です。）、「各号のいずれにも該当する場合」としてしまった方がよいかもしれません。			

[設問1]

1) 自己株式の取得の際には、株式会社は会社法156条1項1号から3号(以下、会社法略)に定める事項を株主総会において決定しなければならぬ。

P社は市場取引により自己株式を取得しようとしており、この場合には、当該取得と取締役会の決定によるものであることを旨と定款で定めることができる(165条2項)。

上記定款と定められた場合には、156条1項の定め事項と取締役会の決議により決定できる(165条3項)。この決定に従ってP社の代表取締役は業務執行として、市場取引の方法により自己株式を取得する。

また、P社は監査役会設置会社であるため、156条1項に定める事項と取締役会が定める旨と定款で定めるところ(459条1項1号)同条による定款の定めは、計算書類が、会社の財産及び利益を正しく表示している場合に限る。その知と所有(459条2項、会社計算規則155条)。

P社の定款に定められた事項と所有の場合には、(1)と同様に、取締役会において156条1項の事項を決定し、P社の代表取締役は業務執行として、自己株式を取得する。

答 案 用 紙 2 頁

[設問2]

(1) Pは自己株式の取得に際し、株主総会の特別決議において156条1項の事項を定めるとともに、Qに対して通知することとする(160条1項、158条1項、309条2項2号ロ)。

(2) したがって、当該決定に際し株主に対し、自己の株式も同時に取得しよう請求することのできる旨を通知してはならない(160条2項、3項)。この株主の売主追加請求権を排除するためには、上場会社たるP社には、取得する株式の対価を(1)の株主総会前日のP社株式の市場価格以下にする必要がある(161条)。

(3) その他、(1)の特別決議の決定に従い、取締役会において157条1項の定め事項を定め(157条2項)、当該決定事項をQ社に通知する(158条1項)。

[設問3]

(1) Pは公開会社であるから、募集株式の発行にあたり、取締役会において募集事項の決定を行う(199条1項、2項、201条1項)。当該募集事項は、199条1項4号の定め日期日より2週間前までに株主に通知または公告する(201条3項、4項)。

(2) Q社は本件発行により、P社の総株主の議決権の過半数を有することになるため、特定引受人にあたる。(206条の2第1項1号、2号) そのため、199条1項4号で定めた期日の2週間前までに株主に通知し、206条の2第1項1号の定め事項を通知する、または公告する。

(注意事項)
1. 解答欄の記入は、解答欄の枠内で行ってください。
2. 解答欄の枠外に記入したものは、採点の対象とはなりません。
3. 解答欄の枠内に記入したものは、採点の対象となります。
4. 解答欄の枠内に記入したものは、採点の対象となります。
5. 解答欄の枠内に記入したものは、採点の対象となります。

裏

ページ: 3

番号: 1 作成者: user タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/20 11:30:46
ただし書きの留保についても触れておきたいです。
番号: 2 作成者: user タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/20 11:37:42
会社資本の拡充という新株発行の目的に反するという点を指摘できれば考慮要素の提示にも説得力が得ます。
番号: 3 作成者: user タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/20 11:39:51
一応対価としてはS社株式なので、「対価なくして云々と同様である」、「無償の対価に對して10億円が支払われた」など文書を工夫しよう。
番号: 4 作成者: user タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/20 11:42:52
「だとすると」という接続詞に対して文章がややわかりにくいです。

45 (同2項)。
46
47 (3) また、当該(2)の通知又は広告から2週間以内に株主の議決権
48 の10分の1以上の株主が、Qによる募集株式の引受に反対する旨の通
49 知をPにした場合には、払込期日の前日までにQより引受契約につき
50 株主総会で承認を得なければならぬ。(206条の2第4項)
51
52 「設問4」
53 (1) 募集株式の引受人には、振込期日までに振込金額の全額を
54 振込めると、振込期日において株主とほす(209条1項)。
55 しかし、Qの募集株式の引受の払込みは(208条1項)、仮払込
56 みに当たり、Qは本件決議において議決権を有するものではない。
57 (2) 仮払込込みとは、実質的には会社資金と可なり意図して単に払込み
58 の外形を装ったに過ぎないものである。具体的には判断にあたり、
59 募集株式発行後、引受人に資金が引込まれ出されるまでの期間
60 の長さや、払込金が会社資金として運用された事実の有無等を
61 総合的に考慮して判断する。
62 (3) 本件において、R社はQ社の完全子会社であり、S社株式は
63 無価値であった。P社はS社の株式取得としてR社に対し
64 10億円を支払っており、これは、Q社の完全子会社R社が対価
65 なくしてP社から10億円の払込みを受けていることによる。
66 だとすると、Q社は本件払込みのわずか5日後に、P社から
Qの払込みで10億円の払出しを受けている。

伊藤 聖

答案用紙 4 頁

また、本件払込みの払込金及びPの事業に使用された事実はない。

(4) Pの本件発行に係る本件払込みから、Qに払い出されるまでの期間

20
は非常に短期であり、払込金やリボ資金として運用された事実も
ないことから、金庫払込みは仮装されたといえる。

⑤ 本件払込金は、仮払として記しているため、Ｑ社がＰ社に対して仮払に
払込金額の全額の支払いとす（Ｑ社が（213条の2第1項））また、は
Ｃが同様に、Ｐ社に全額支払わない限り（213条の3第1項）、Ｑは
株主として議決権を行使できない（209条2項）。

Q またはCが上記をいふ事実ではなく、本件決議において
Qは議決権を行使することができた。

(6) それにも関わらず、本件決議において、Qが議決権を行使したことは、200条2項に違反する。

Aは本件決議はQの議決権行使の点において、決議方法の法令違反があるとして、本件決議の取消しを請求すると（83条填号）。

また、本件決議が取り消されると、Aは取締役とばかり
原告資格を有し、本件決議から3ヶ月以内であれば提訴期
間内であるため消滅時効に取消の訴えを提起でき²ます。

1x1